

令和3年8月19日更新

問合せ先	消防局警防部救急課 (546-3461)
	中消防署警防課 (541-2700)
	東消防署警防課 (263-8401)
	南消防署警防課 (261-5181)
	西消防署警防課 (232-0381)
	安佐南消防署警防課 (877-4101)
	安佐北消防署警防課 (814-4795)
	安佐北消防署安芸太田出張所(0826-32-2011)
	安芸消防署警防課 (822-4349)
	佐伯消防署警防課 (921-2235)

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除

1 内容

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除

2 対象者

令和3年8月11日(水)からの大雨、土砂災害等により被災(負傷)し、救急車又は広島市消防局のヘリコプターにより医療機関へ搬送された方を対象とします。

3 手数料免除の取扱いをする期間

令和3年8月11日(水)発行分から、期間を限定しない。

4 傷病者搬送証明書の交付窓口

救急車又は広島市消防局のヘリコプターで搬送された場合

- 消防局警防部救急課又は各消防署警防課消防指導係
- 安佐北消防署所属の救急隊が搬送した場合、安佐北消防署安芸太田出張所でも交付可能
 - ・ 安佐北消防署所属の救急隊
 - 中島救急隊、白木救急隊、高陽救急隊、可部救急隊、安佐救急隊、安芸太田救急隊

5 手続き方法

傷病者搬送証明申請書の提出

6 申請者の範囲

- (1) 傷病者本人
- (2) 傷病者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等内の親族又は日常生活において相互に協力し合うことを約した者として市長が認める者
- (3) 上記(1)又は(2)の委任状を有する者

7 その他

上記6(1)の場合は、申請者本人であることを証明できるもの(運転免許証や健康保険証等)、(2)の場合は傷病者との関係が分かるもの、(3)の場合は委任状が必要となります。